■　電子マニフェストを利用してみませんか

　産業廃棄物の処理を業者に委託する場合に必要となるマニフェストには、紙マニフェストの他に、電子マニフェストがあるのをご存じですか？

　電子マニフェストとは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の３者が情報処理センターを介したネットワークでマニフェスト情報を電子化してやり取りする仕組みで、次のようなメリットがあります。

・紙マニフェストの保存や産業廃棄物管理票交付等状況報告（マニフェスト報告）の提出が不要となるなど事務負担が軽減される
・法定項目の記載（入力）漏れがなくなる
・運搬終了、処分終了等に関する報告を照会機能や通知情報で確実に確認できる　等々

　料金は利用件数に応じて、３区分から選ぶことができ、排出量の少ない事業者の方々にも利用しやすくなっています。さらに、新型コロナウイルス感染対策という点でも紙マニフェストに比べて有効と考えられます。

○　電子マニフェストに少しでも興味を持たれた方は、次のウェブサイトをご覧ください。

　紙マニフェストとの運用比較や料金表、導入までの手順等が掲載されています。

【(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター（ＪＷセンター)】

　https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html

※※※